



## 短期滞在者免税（183日ルール）とは

### 第 283 回

江橋さん：みらい先生こんにちは。今度、当社のタイ子会社の工場が新製品の製造ラインを設置することになり、渡航や隔離の規制の状況を見つつ、支援のため4カ月の予定で出張することになりそうです。この出張期間の私の給料に対する税金で注意すべきことはありますか？

みらい：タイ出張中の江橋さんの給料は、本社(親会社)と子会社のどちらが負担するのですか？

江橋さん：今まで通り本社が負担すると聞いています。

みらい：それでしたら、「短期滞在者免税」の適用を受けられる可能性がありますね。

江橋さん：「短期滞在者免税」とは、何でしょうか？

みらい：国際税務の基本的な考え方として、給与所得に対する課税権は、実際に勤務を行う勤務地国(源泉地国)にあるとされていますが、勤務地国(源泉地国)での滞在日数が短期間であれば、その期間の給料について勤務地国(源泉地国)では課税しないという制度です。具体的な要件などは租税条約に定められています。

江橋さん：一定の要件を満たせばタイでの課税はなくて、日本だけでの課税になるということでしょうか？

みらい：その通りです。

江橋さん：「短期滞在者免税」が適用されるための要件はどのようなもののでしょうか？

みらい：ポイントは3つあり、そのすべてを満たす必要があります。第一は、滞在期間に関するものです。この要件は国によって若干異なっているので注意が必要ですが、江橋さんの出張先のタイであれば、今年中(1月から12月)の滞在期間が180日を超えないこととされています。なお、この滞在期間は、多くの国は183日と定めているので、「短期滞在者免税」は一般的には「183日ルール」とも呼ばれています。

江橋さん：出張が予定通りに4カ月で終わればこの要件はクリアできますが、作業の進捗(しんちよく)状況によっては延長する可能性があります。滞在が

180日を超えてしまった場合はどうなりますか？

みらい：その場合には、短期滞在者免税の要件を満たさなくなるので、当初の期間からタイで課税されることとなります。

江橋さん：その期間の給料は日本でも課税されていますよね。日本とタイの両方で課税されることになりませんか？

みらい：その場合には、外国税額控除という制度があります。ただ、手続きが少し面倒ですし、二重の課税が解消されないこともあります。もし、180日を超えることが分かったら、早めに会社と相談してください。

江橋さん：はい、そうします。残りの要件は何ですか？

みらい：第二の要件は給料が全額日本法人から支払われているということです。

江橋さん：子会社から現地での手当等が支給されてしまうと、この要件を満たさないということですね。

みらい：その通りです。第三の要件は、本社が支払った給料を子会社で負担しないということです。本社が江橋さんに給料を支払ったあと、その分を子会社に負担させてはダメということです。

江橋さん：良くわかりました。念のため本社に確認してみます。

みらい：租税条約にのっとった手続きが必要になりますが、現地の担当者にも確認してもらえばいいでしょう。それでは、タイでのお仕事頑張って下さい。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内10拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/